高山市規則第１０号

高山市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２４日

高山市長　　田　中　　明

高山市会計規則の一部を改正する規則

高山市会計規則（昭和４３年高山市規則第７２号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（この規則の目的） 第１条　この規則は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条の６の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、市の会計に関する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。	（この規則の目的） 第１条　この規則は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条の７の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、市の会計に関する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。
（用語） 第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑺　（略） ⑻　部長等　教育長及び第７号に規定する部等の長をいう。 ⑼　（略）	（用語） 第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑺　（略） ⑻　部長等　教育長及び前号に規定する部等の長をいう。 ⑼　（略）
（指定公金事務取扱者） 第３３条　（略） ２　（略） ３　法第２４３条の２の５第１項の規定によるその収納に関する事務を委託できる歳入は、次の掲げる歳入とする。 ⑴～⑯　（略） ⑰　第１号、第２号、第８号、第９号、第１１号及び第１４号から第１６号までに掲げる歳入に係る延滞金 ⑱　（略）	（指定公金事務取扱者） 第３３条　（略） ２　（略） ３　法第２４３条の２の５第１項の規定によるその収納に関する事務を委託できる歳入は、次の掲げる歳入とする。 ⑴～⑯　（略） ⑰　第１号、第２号、第８号、第９号、第１１号及び第１４号から前号までに掲げる歳入に係る延滞金 ⑱　（略）

附　則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。